

令和7年度

水戸市一般不妊治療等助成事業のご案内

一般不妊治療(タイミング療法や薬物療法, 人工授精等)及び検査について, 費用の一部を助成します。助成対象については下記をご確認ください。

令和7年度より, 体外受精・顕微授精(ステップアップ)の治療を行ったのちに受けた一般不妊治療(検査含む)も助成対象となります！



みとちゃん

○対象者・治療内容・助成限度額

対象者	次のすべての要件に該当する方が対象です。 1) 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係であること。 2) 夫婦のいずれか一方が検査・治療開始から申請まで継続して水戸市に住所(住民票)を有すること。 3) 各治療期間における初日(治療開始日)の妻の年齢が43歳未満であること。 4) 申請する治療(検査)について, 他の地方公共団体から補助を受けていないこと。 5) 健康保険に加入していること。
内容	保険医療機関で実施し医師が必要と認めた検査及び治療について, 保険適用後の自己負担分及び保険適用外(自費)の費用を助成します。 ・検査: 精液検査, 内分泌検査, 画像検査, 精子受精能検査, 染色体・遺伝子検査, 超音波検査, 感染症検査, 卵管疎通性検査, 頸管粘液検査, 子宮鏡検査, フォーナーテスト 等 ・治療: タイミング療法(待機療法), 薬物療法, 人工授精, 手術療法 等 【対象にならないもの】 ・入院室料, 食事療養費, 文書料, テキスト代, 処方箋によらない薬(サプリメント等), 体外受精や顕微授精実施のための事前検査, 検査過程で病気の診断がつき行った治療, プライダルチェック
助成限度額	1年度につき 5万円まで(5万円に達するまで複数回申請できます。) ※治療額が限度額に満たない場合, 実際にかかった対象の額が助成額となります。
注意事項	令和7年4月1日～令和8年3月31日までに終了日を迎えた治療分について申請できます。 ・「1回の治療」とは, 検査の開始日若しくは治療開始日から ①妊娠の判定又は妊娠に至っていないと判断した日, ②体外受精・顕微授精に移行することになった日, ③治療終了と医師が判断した日 のいずれかまでです。

○申請手続き



◎申請手続きの際は, 内容確認のためお時間をいただきます。時間に余裕をもってお越しください。

申請期限	備考
治療の終了日が属する 年度の末日 (令和8年3月31日)まで	申請期限を過ぎての申請は, 受理できません。 やむを得ない理由により, 申請期限内に申請ができない場合は, 申請期限内に子育て支援課までご相談下さい。

3月は医療機関の書類作成・市役所の窓口ともに混雑します。余裕を持ってご申請ください。

○申請に必要な書類等 ★ 準備できたら口にチェック✓ (基本内容です。不明点は下記問合せ先までご連絡ください)

全 員 必 要	1	☐ 一般不妊治療等補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)	・複数回分まとめて申請する場合、1枚ご準備ください。(夫婦で記入)
	2	☐ 不妊検査及び一般不妊治療受診等証明書(様式第2号)医療機関に作成を依頼	・他院に依頼し実施した検査・治療・投薬(院外処方)の治療費についても他院分の領収書や明細書を主治医へ持参し、合算額を記載してもらってください。 ・複数回分をまとめて申請する場合、1枚の証明書にまとめて記入してもらってください。
	3	☐ 領収書 ☐ 明細書 } ☐ 原本 と ☐ 原本のコピー (受診等証明書に記載された治療期間内分)	・原本は確認後お返しします。 ・入院室料、食事代、文書料、サプリメント、テキスト代、医療機関以外で受けた治療費等は助成対象外です。 ・主治医が他院等に依頼し実施した検査・治療・投薬がある場合は、その領収書・明細書(院外処方の場合は処方された薬のわかるもの)も持参してください。
省 略 で き る 場 合 あ り	4	☐ 健康保険証又は加入医療保険が分かる書類 ①資格確認書 ※コピー可 ②資格情報のお知らせ(通知そのもの) ※コピー可 ③マイナポータルの保険情報の提示 ※スクリーンショットし、印刷したものも可	【夫・妻それぞれご確認ください】 ・全額自費で治療した方のみ必要。(提示のみ) ※ご夫婦とも全額自費で検査・治療を受けた場合は、お二人分の提示が必要です。 【不可:資格取得日がわからないもの】 ・マイナンバーカード、資格情報のお知らせを切り取ったもの、マイナポータルの保険情報のPDFなど。
	5	☐ 戸籍謄本 (発行から3か月以内)	・新規申請の方、事実婚関係、夫婦のどちらか一方が水戸市に住民票がない場合は必要です。 ・住民票の記載内容でご夫婦の婚姻関係が確認出来ない場合(ご夫婦の住所が異なる、住民票で夫婦であることが確認出来ない場合等)は申請ごとの添付が必要です。
	6	☐ 世帯全員の住民票 (発行から3か月以内、マイナンバー記載のないもの)	・ご夫婦それぞれの「続柄」、「戸籍筆頭者」の表示を省略しないもの。 ・住民票の記載内容により、ご夫婦の婚姻関係が確認できない場合は、戸籍謄本も必要です。(ご夫婦の住所が異なる場合など) ◎夫婦ともに水戸市に住所を有しており、申請書にて、住民記録情報を閲覧されることに同意する場合は、提出を省略することができます。
	7	☐ 相手方登録申請書 ☐ 口座情報のわかるもの	・新規申請の方、住所や指定口座に変更がある方
	8	☐ 事実婚関係における申立書(別紙)	

書類ダウンロード



○不妊に関する相談窓口(茨城県不妊専門相談センター)

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が、無料で相談をお受けしています。

県内2か所(県央地区・県南地区)で個別面接相談、県央地区でグループミーティング(おしゃべり会)を実施しています。平日夜間や休日に完全予約制で開設していますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。

茨城県産婦人科医会 電話 090-2282-7388
(月～金曜日 午前9時～午後3時)

QRよりアクセス



<書類の取得方法>

- 1, 2, 7, 8 ……子育て支援課
5 ……本籍地のある市町村
6 ……お住まいの市町村

○水戸市ホームページをご覧下さい

水戸市ホームページでは、申請に関するご案内や申請書のダウンロード、相談窓口等の情報を掲載しております。

○申請・問合せ窓口

水戸市 子育て支援課(水戸市役所2階)

電話:029-350-1216 月～金曜日 8:30～17:15(土日祝、12/29～1/3を除く)

水戸市 一般不妊治療 検索

事業内容が変更になる場合がありますので、申請前に担当へお問合せいただくか、水戸市ホームページをご確認ください。